

令和 8 年度事業計画

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 7 年度の我が国経済は、名目 GDP が直近で 600 兆円を超え、春季労使交渉での賃上げ率も 2 年連続で 5% を上回るなど、成長と分配の好循環が動き始めた。金利・物価 も上昇しており、この 30 年間、大きな変動が見られなかった様々な経済指標にこれまでと異なる変化が見て取れ、「デフレ・コストカット型経済」から、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかという分岐点にある。一方、米国による一連の関税措置や中東情勢等の国際経済の不確実性及び足元の物価高は、経済を下振れさせるリスクとなっている。同時に我が国においては、生産年齢人口の本格的な減少という経済規模の縮小につながりかねない課題を抱えている。加えて、特に我が国の中小企業においては、深刻な人材不足に加え、資金繰りの逼迫等を背景とする倒産の増加や、後継者不足による事業承継の停滞など、雇用と事業継続に関わる課題が顕在化している状況にあり、社会保険労務士（以下「社労士」という。）が更なる活躍を求められる余地が多く残されている。

昨年度第 9 次士法改正が行われ、社労士は「使命を託された存在」として、社会に大きな価値を提供するため、これまで以上に重要な役割を果たしていかなければならない。

社労士の職域の価値をさらに高め、それを次世代につなげていくために全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）では事業に取り組むにあたり以下の方針が打ち出された。

- I 進める 「未来に向けて、社労士制度を進化させる」
- II 守る 「社会的信頼を高め、制度の安定的な運用を図る」
- III 固める 「組織・人材・仕組みを強化し、誇りを持てる社労士像を実現する」

佐賀県社会保険労務士会（以下「本会」という。）においても連合会の発信する I ～ III の方針のもとで本会の課題、佐賀県の経済状況、社会状況を念頭に置き、中立の立場で事業主、労働者の双方の期待に応えるべく佐賀県内の経済の発展、事業主・労働者の福利向上のために以下の事業に取り組むこととする。

I 進める【挑戦】～未来に向けて、社労士制度を進化させる～

1. 第9次社労士法改正の理念実現

第9次社労士法改正により「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成」「社会保障の向上」「豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現」などが新たに使命として規定されている。本会もこの使命を常に意識し、社労士は「人」に関する専門家として、この使命規定に掲げられた理念を実現するべく、使命感を持って取組みを進める。

2. 労務監査の専門業務化と普及促進

各種労務監査について実施体制をつくりあげるべく連合会、他都道府県の情報収集を行うとともに経営労務監査及び社労士診断認証制度を本会会員へ普及・促進をすすめるとともに、県内企業に対する周知・広報活動を行う。

3. ビジネスと人権・人権尊重経営への取組み強化

- (1) 「ビジネスと人権」の理念をとりわけ取組みが必要とされる中小企業、小規模事業者に向けて情報発信する。
- (2) 企業における人権尊重の取組みを推進するため、「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR 推進社労士」という。）の養成をすすめるとともに、BHR 推進社労士のスキルアップ研修を実施する。

4. 働き方改革への対応

エンゲージメントと働きがい、健康経営等について専門的な知識の涵養を図ることを目的に連合会の事例を会員と共有し、また連合会の実施するeラーニング等を受講勧奨する。

II 守る【信頼】～社会的信頼を高め、制度の安定的な運用を図る～

1. 職業倫理の確立とコンプライアンス強化

- (1) 5年に一度受講が義務付けられている倫理研修未受講者をなくす。
- (2) 社労士が、公正・誠実という社労士の職責に対する誇りと自覚を持って、日々の業務や情報発信等の活動を行うよう、あらゆる機会をとらえて職業倫理の向上を図るための取組みを行う。
- (3) 社労士が行う情報発信に関しては、社労士が運営するサイトを検索・確認するシステムを運用し、会員に対して連合会が示す指針に基づく適切な情報発信を促進する。
- (4) 社労士の社会的信頼性の向上に資するべく、社労士に対する要望・苦情等の内容の分析及び事例の共有等を行う。

2. 情報セキュリティ対策の徹底

- (1) 会員へのSRPⅡ認証制度の普及。
- (2) 情報セキュリティに対する知識涵養のために研修を行う。
- (3) 連合会が行う直近の情報セキュリティインシデント事例等を用いたeラーニング研修受講を促す。

3. 業務侵害行為への対応

- (1) 非社労士が専門知識を必要とする社労士の独占業務を行うことによって、一般国民は不測の損害を受けることが想定されることから、業務侵害行為に対しては厳正な対応を実施する。
- (2) 連合会ホームページ等様々な媒体を活用し、社労士の独占業務に関して国民向けに広報活動を行うとともに関係機関と連携した周知活動等を通じて、業務侵害行為の防止を図る。

4. 登録制度の安定運営

- (1) 登録事務を適正に行う。
- (2) 登録オンライン申請利用率目標値を、それぞれ初期設定40%、新規登録申請60%, その他の申請30%と設定し、会員に広く周知する。

5. 災害対応体制の整備

本会の事業継続計画（BCP）を策定し大規模災害、サイバー攻撃など緊急時に備えた迅速な対応の確立をめざす。

6. 行政機関との連携

(1) 厚生労働省との連携に関する事業

- ① 佐賀労働局と緊密に連携し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、病気の治療・子育て及び介護等と仕事の両立、テレワークによる柔軟な働き方、生産性向上による賃金引上げなどの労働分野に関する施策の県内への速やかな普及・活用に引き続き必要な協力を行う。
- ② 厚生労働省の委託事業である「令和8年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」について、佐賀働き方改革推進支援センターと協力し仕様書に定められた事業内容を適正かつ円滑に推進する。
- ③ 年金制度改正法における被用者年金保険の適用拡大に関し、厚生労働省年金局が実施する「被用者保険の適用拡大に伴う専門家活用支援事業」に協力する。
- ④ 「医師の働き方改革」について佐賀県医師会医療労務勤務改善センターと連携し医療労務管理アドバイザーを県内医師会に派遣し、また、個別支援に対応するなど引き続き医療機関への支援に協力する。

(2) 全国健康保険協会との連携に関する事業

- ① 協会けんぽ佐賀支部と定期的に意見交換会を行い、電子申請普及、健診受診勧奨など協会けんぽ事業推進に協力する。
- ② 本会で必須研修としている社会保険研修で講師を依頼し会員の知識涵養に資する。

(3) デジタル庁との連携に関する事業

デジタル資格者証の活用をすすめる。

(4) 総務省との連携に関する事業

マイナンバーカードの普及、テレワークの推進等、社労士の専門分野と関わる分野の施策について、必要とされる協力を行う。

(5) 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- ① 連合会の「ビジネスと人権」に関する取組みへの理解を広めるとともに、経済産業省と連携し、中小企業・小規模事業者への人権尊重の取組みを推進する。
- ② 昨年4月から開始されたJASTI監査について、社労士によるJASTI監査の品質を確保するための施策を講じるとともに、繊維業におけるJASTI監査のニーズ等を勘案したうえで、JASTI監査対応社労士の養成を検討する。

(6) 地方自治体との連携に関する事業

- ① 佐賀県との連携協定に基づき「働きやすい佐賀」づくりを進める。
- ② 佐賀県委託事業「カスタマーハラスメント対策事業」に取り組み、今年度予定されている義務化に対し県内企業がスムーズに対応できるよう協力する。
- ③ 佐賀市事業「夜間労働相談」の広報を積極的に行う。

(7) 関係団体との連携及び交流に関する事業

- ① 佐賀県弁護士会との連携を強化する。
- ② 日本医師会と連携している医師の働き方改革及び医療機関の評価事業（労務管理サーベイヤ－更新対応等）に対応する。
- ③ 全国労働保険事務組合連合会との協力関係を強化する等、各種団体と連携して、個別具体的な要請等に対応する。
- ④ 社労士制度に対する理解と協力を求めるため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。
 - i 連合佐賀との意見交換。
 - ii 佐賀県専門士業団体連絡協議会を通じた他士業との協力体制。

Ⅲ 固める【基盤】 ～組織・人材・仕組みを強化し、誇りを持てる社労士像を実現する～

1. 研修体系の進化並びに人材育成の推進

持続可能な人材育成基盤の確立と能力担保を目指し、倫理研修・社会保険研修・労務管理研修・スキルアップ研修を計画し実施する。

2. 若手・後進育成の仕組みづくり

大学等との連携による受験者増及び合格者へ向けての説明会などにより登録促進を図る。
若年層（20歳代）の社労士試験受験者及び登録者の増加に資する施策を検討する。
若い受験者が試験合格後のキャリアアッププランを想定できるよう施策を検討する。

3. 情報発信力の強化

社会的課題への発信の強化及びSNSを活用した広報を推進する。

4. 社会貢献活動の推進

(1) 今年度も県立高校への出前授業を実施し、さらに大学等との連携を強化する。

(2) 街角オフィス及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

① 街角オフィスの適正かつ円滑な運営を着実に実施し、また、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務について佐賀県内年金事務所において年金相談業務の充実を図り、国民の負託に応える。

② 街角オフィス及び年金事務所等における年金相談に携わる相談員等の相談スキル及び相談対応マナーの向上のための研修を実施する。

③ 街角オフィスにおいては年金相談スキルを持った相談員等（職員）の採用が年々厳しくなっていることから、街角オフィス内で相談員等（職員）を育成（社労士を職員として採用することを含む。）する。また、年金相談スキルを持った社労士のため、日本年金機構と連携して連合会や都道府県会で実施する年金相談実務者研修等の充実を図るとともに、年金事務所等において年金相談に携わる相談員（社労士）の实地研修（OJT）については窓口装置（WM）の操作方法の習得を含めて、その充実を図る。

(3) 社労士会労働紛争解決センター佐賀（以下「解決センター」）の利用促進を図る。総合労働相談所と解決センターの連携強化に向けた情報共有を一層進める。総合労働相談所において、ADRで対応すべき事案については円滑に解決センターを案内できるよう、相談員に対する解決センターの理解促進及び相談員としての資質向上に向けた研修等の対応を行う。

同時に、解決センターの運営に携わるあっせん委員及び事務局職員の育成・研修、

代理人となる特定社労士のフォローアップのための研修を推進する。

5. 広報事業の進展

(1) 対外的な広報事業

- ① 少子高齢化や就労人口の減少に伴う人材確保・定着が課題となる中で、ビジネスと人権、労務監査など、現下の社会的課題に即した対外発信を強化し、個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与すること等の社労士が果たすべき社会的使命を国民にわかりやすく伝えるために、時宜にかなった様々な媒体を活用した広報活動を展開する。また、次代を担う社労士の育成のため学生及び若年層を意識した広報を推進する。
- ② 県内企業へ向けた段階的アプローチとして新規適用事業所へのDM発送（業務案内・会員名簿の郵送）を継続し、県内中小企業の経営者に対する社労士の認知度を着実に高める。
- ③ 社労士制度推進月間、「社労士の日」（12月2日）の各支部無料相談会の開催をはじめとする広報においては、Web、マスメディア、報道機関、関係団体等に活動を展開する。

(2) 会員に向けた広報事業

① 情報収集体制の強化

法令改正や連合会の動向を迅速に把握するため、全会員に対して連合会発刊メールマガジンへの登録を推奨し、情報共有の漏れを防ぐ体制を構築する。

② 県会ホームページの運用と可視化

リニューアルしたホームページを拠点とし、会員検索システム「社労士をさがす」の精度を維持する。

(3) 関係団体との連携による広報事業

関係行政機関、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等に開業会員・法人社員名簿リーフレットを配布し社労士のPRを図る。

6. 財政基盤の充実

これまでの財政状況の精査・分析を行い、今後も持続可能な県会運営および事務局体制の整備について検討する。

7. 各種事業

(1) 社労士試験事務等の実施に関する事業

- ① 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験を適正に実施する。
- ② 社労士試験の受験申込みについて、オンライン申込みをホームページで周知を

図る。

- ③ 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、ホームページを活用して周知を図る。

- (2) SR経営労務センターへの協力等に関する事業
SR経営労務センターの事業推進に協力する。

- (3) 社労士賠償責任保険等に関する事業

- ① 社労士賠償責任保険制度をリスク管理体制整備の一環として保険加入を推進する。
- ② 社労士業界全体の健全性確保のため、共済会、引受保険会社及び取扱代理店有限会社エス・アール・サービスと連携し、研修等を通じた保険事故の未然・再発防止に取り組む。
- ③ 社労士事務所及び関与先の労務リスクに備える使用者賠償責任保険制度（使用者賠償責任保険制度＋雇用関連賠償責任保険制度）について、制度の周知を継続するとともに必要に応じた対応を検討する。

- (4) 60周年記念に向けた事業

令和10年度に制度創設60周年という節目を迎えるにあたり、記念事業の準備を始める。

- (5) 出版物頒布に関する事業

社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳を頒布する。

- (6) 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会が取り扱う各種保険の団体契約に基づく福利厚生制度の運営等を行う。

- (7) その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。